

「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）」の概要について

経 済 産 業 政 策 局
産 業 創 造 課
生活維持物品役務需要減等対策室

1. 趣旨

令和 8 年 5 月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）」の一部施行に伴い、「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令」を定める。

改正の主な内容は以下のとおり。

- ① 改正後の産業競争力強化法（以下「法」という。）第 2 条第 12 項本文に規定する「事業適応」のうち、同項第 4 号に規定する「事業に要する費用の上昇による事業環境の変化に対応して行うもの」（以下「事業費上昇事業適応」という。）の詳細を定めること、法第 21 条の 25 第 1 項の事業適応促進円滑化業務実施方針に定めるべき内容を定めること。
- ② 法第 2 条第 39 項に規定する「生活維持物品役務需要減等事業適応」の円滑化等に関する詳細を定めること。

2. 改正の概要

- ① 事業費上昇事業適応の円滑化等に関する所要の改正を行う。
 - 事業費上昇事業適応計画の認定の申請
 - ・ 事業費上昇事業適応計画の認定を受けようとする事業者は、認定申請書を主務大臣に提出しなければならないものとする。
 - ・ 認定申請書には、次に掲げる書類を添付して行わなければならないものとする。
 - A) 当該事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの
 - B) 当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
 - C) 当該事業費上昇事業適応計画を実施することにより、生産性が相当程度向上すること又は新たな需要を相当程度開拓することを示す書類
 - D) 当該事業費上昇事業適応計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類
 - E) 当該事業費上昇事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

及びその内容を示す書類

F) 当該事業費上昇事業適応計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

G) 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

a) 暴力団員等

b) 法人でその役員の中に暴力団員等があるもの

c) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- ・ 法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項が記載された事業費上昇事業適応計画の認定を受けようとする場合においては、直近の事業年度の前事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）（以下「事業報告書の写し等」という。）を添付しなければならないものとする。
- ・ 法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 4 号に掲げる事項が記載された事業費上昇事業適応計画の認定を受けようとする場合においては、事業報告書の写し等及び当該事業費上昇事業適応のための措置の用に供する情報処理施設に対する工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 5 項に規定する工業用水道事業者をいう。）による水の供給の見込みがあることを証する書類を添付しなければならないものとする。
- ・ 主務大臣は、認定申請書及び上記に掲げる書類のほか、事業費上昇事業適応計画が法第 21 条の 23 の 2 第 5 項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。
- ・ 2 以上の主務大臣に認定申請書を提出する場合には、いずれか 1 の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができるものとし、この場合においては、当該認定申請書は、当該 1 の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなすものとする。
- ・ 認定の申請に係る事業費上昇事業適応計画の実施期間は、5 年を超えないものとする。
- 事業費上昇事業適応計画の認定
 - ・ 主務大臣は、法第 21 条の 23 の 2 第 1 項の規定により事業費上昇事業適応計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第 5 項の定めにより照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業費上昇事業適応計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として 1

月以内（当該事業費上昇事業適応計画に法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに掲げる事項の記載があるものについては、同条第 8 項の同意が得られた日から 1 月以内）に、申請者に認定書を交付するものとする。

- ・ 主務大臣は、事業費上昇事業適応計画の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。
 - ・ 主務大臣は、事業費上昇事業適応計画の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定事業費上昇事業適応事業者の名称及び当該認定に係る事業費上昇事業適応計画の内容を公表するものとする。
- 認定事業費上昇事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等
- ・ 法第 21 条の 23 の 3 第 1 項の規定により法第 21 条の 23 の 2 第 1 項の認定に係る事業費上昇事業適応計画の変更の認定を受けようとする認定事業費上昇事業適応事業者は、変更認定申請書を主務大臣に提出しなければならないものとする。
 - ・ 変更認定申請書に添付しなければならない書類について定めるものとする。
 - ・ 変更の認定の申請に係る事業費上昇事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業費上昇事業適応計画に従って事業費上昇事業適応を実施した期間を含め、5 年を超えないものとする。
 - ・ 主務大臣は、変更の認定の申請を受けた場合において、速やかに法第 21 条の 23 の 3 第 5 項において準用する法第 21 条の 23 の 2 第 5 項の定めを照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業費上昇事業適応計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として 1 月以内（当該変更後の事業費上昇事業適応計画に法第 21 条の 23 の 2 第 4 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに掲げる事項の記載があるものについては、法第 21 条の 23 の 3 第 5 項において準用する法第 21 条の 23 の 2 第 8 項の同意が得られた日から 1 月以内）に、当該認定事業費上昇事業適応事業者に変更の認定書を交付するものとする。
 - ・ 主務大臣は、変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した変更の不認定通知書を当該認定事業費上昇事業適応事業者に交付するものとする。
 - ・ 主務大臣は、変更の認定をしたときは、当該変更の認定の日付、当該変更後の認定事業費上昇事業適応事業者の名称及び当該変更後の認定事業費上昇事業適応計画の内容を公表するものとする。

- ・ 認定事業費上昇事業適応計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第 21 条の 23 の 3 第 1 項の変更の認定を要しないものとする。
 - 認定事業費上昇事業適応計画の変更の指示
 - ・ 主務大臣は、法第 21 条の 23 の 3 第 3 項の規定により認定事業費上昇事業適応計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定事業費上昇事業適応事業者に交付するものとする。
 - 認定事業費上昇事業適応計画の認定の取消し
 - ・ 主務大臣は、法第 21 条の 23 の 3 第 2 項又は第 3 項の規定により認定事業費上昇事業適応計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した認定取消通知書を当該認定が取り消される認定事業費上昇事業適応事業者に交付するものとする。
 - ・ 主務大臣は、認定事業費上昇事業適応計画の認定を取り消したときは、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。
 - 事業適応促進円滑化業務実施方針
 - ・ 法第 21 条の 25 第 1 項の事業適応促進円滑化業務実施方針において定める事項に、法第 21 条の 24 第 1 項第 4 号に掲げる業務に関する事項を追加する。
 - 実施状況の報告
 - ・ 認定事業費上昇事業適応事業者は、認定事業費上昇事業適応計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣に報告しなければならないものとする。
 - ・ 実施状況の報告には、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（これらの書類を作成していない場合に限る。）を添付しなければならないものとする。
 - ・ 主務大臣は、報告を受けたときは、当該報告に係る認定事業費上昇事業適応計画の実施状況の概要を公表するものとする。
 - 会社法又は民法の特例に関する報告事項
 - ・ 認定事業費上昇事業適応事業者は、法第 21 条の 23 の 4 の規定による社債を発行したときは、認定事業費上昇事業適応計画の実施期間の各事業年度における実施状況の報告に加え、認定事業費上昇事業適応計画に記載された社債権者の保護に関する事項を実施したことを証する書類を添付しなければならないものとする。
- ② 生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化等に関する所要の改正を行

う。

- 特定事業者等による他の特定事業者等の株式又は持分の取得に関する主務省令で定める関係
 - ・ 法第2条第41項第9号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。
- 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定の申請
 - ・ 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、様式アによる認定申請書を、行政庁に提出しなければならないものとする。
 - ・ 認定申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならないものとする。
 - A) 当該事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの
 - B) 当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
 - C) 当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画を実施することにより、生活維持物品役務の供給の持続性の確保が見込まれることを示す書類
 - D) 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - a) 暴力団員等
 - b) 法人でその役員の中に暴力団員等があるもの
 - c) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - E) 特定事業者等が事業承継等を行う旨を認定申請書に記載する場合には、当該事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。以下同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類
 - F) 特定事業者等が特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載する場合には、被承継等特定事業者等が当該地位を有することを証する書類
 - G) 法第140条の3第4項第4号の事項を記載する場合には、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第12条各号に掲げる事項を記載した書類
 - H) 法第140条の3第4項第5号の事項を記載する場合には、以下に掲げる事項を記載した書類
 - a) 兼業を行う職員の氏名

- b) 兼業の予定開始時期及び予定終了時期
 - c) 任命権者の氏名
 - d) 当該職員が担う当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画上の役割
- I) 法第 140 条の 3 第 4 項第 6 号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
- ・ 行政庁は、認定申請書及び上記 A から I までの書類のほか、生活維持物品役務需要減等事業適応計画が法第 140 条の 3 第 5 項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。
 - ・ 2 以上の主務大臣に認定申請書を提出する場合には、経済産業大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該認定申請書は、経済産業大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなすものとする。
 - ・ 認定の申請に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間は、5 年とするものとする。
- 生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定
 - ・ 行政庁は、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の提出を受けた場合において、速やかに法第 140 条の 3 第 5 項の定めにも照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に認定書を交付するものとする。
 - ・ 行政庁は、認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。
 - ・ 行政庁は、認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者の名称及び当該認定に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の内容を公表するものとする。
- 認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等
 - ・ 法第 140 条の 4 第 1 項の規定により生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更の認定を受けようとする認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者は、変更認定申請書を行政庁に提出しなければならないものとする。

- ・ 2以上の主務大臣に変更認定申請書を提出する場合には、経済産業大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更認定申請書は、経済産業大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなすものとする。
 - ・ 変更の認定の申請に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画に従って生活維持物品役務需要減等事業適応を実施した期間を含め、5年を超えないものとするものとする。
 - ・ 行政庁は、変更の認定の申請を受けた場合において、速やかに法第140条の3第5項の定めにもとづいてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として1月以内に、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に変更の認定書を交付するものとする。
- 認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更の指示
 - ・ 行政庁は、法第140条の4第3項の規定により認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に交付するものとする。
- 認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定の取消し
 - ・ 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した認定取消通知書を当該認定が取り消される認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に交付するものとする。
 - ・ 行政庁は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を取り消したときは、当該取消の日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消の理由を公表するものとする。
- 事業承継等の報告及び特定許認可等に係る行政庁への通知
 - ・ 法第140条の11第2項の規定による報告は、次に掲げる書類を添付して行わなければならないものとする。
 - A) 吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割計画書又は事業譲渡契約書の写し
 - B) 承継等特定事業者等が承継する事業に従事する従業員の配置の状況を記載した書類
 - C) 承継等特定事業者等（特定許認可等に基づく地位を承継したものに限る。）の会計に関する書類

D) その他主務大臣が必要と認める書類

- ・ 法第 140 条の 11 第 3 項の規定による通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならないものとする。
- 実施状況の報告
 - ・ 認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後 3 月以内に、行政庁に報告をしなければならないものとする。
 - ・ 行政庁は、上記の報告を受けたときは、当該報告書に係る認定生活維持物品役務需要減等事業適応計画の実施状況の概要を公表するものとする。
- 主務大臣からの意見の聴取等の手続
 - ・ 法第 146 条の 2 第 2 項の規定による主務大臣の意見の聴取は、当該主務大臣に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画の写しを送付してするものとする。
 - ・ 法第 146 条の 2 第 3 項の規定による主務大臣への通知は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。

3. 施行日

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

以 上

(別紙) 様式ア

生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定申請書

年 月 日

行政庁名 殿

法 人 番 号
住 所
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第 140 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

生活維持物品役務需要減等事業適応計画

1. 生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する事業場の所在地

--

2. 生活維持物品役務需要減等事業適応の内容及び実施期間

(1) 生活維持物品役務需要減等事業適応に係る事業の内容

① 生活維持物品役務の内容

- i) 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（令和 8 年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第●号。以下「実施指針」という。）別表第 1 に掲げる業種

--

- ii) 供給を行う生活の維持に日常的に必要な物品又は役務

--

- ② 実施指針別表第 1 に掲げる業種毎に定める基準への適合性その他の事業適応の必要性

--

③ 生活維持物品役務需要減等事業適応の具体的内容

(☐ 合理化 ☐ 多角化 ☐ 広域化 ☐ その他の事業の効率化)

--

④ 生活維持物品役務の供給の持続性の確保に関する目標

--

(2) 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施期間

(実施期間)

年 月 日 ～ 年 月 日

(実施スケジュール)

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

3. 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

費用 \ 調達方法	政府関係 金融機関 からの 借入れ	民間金融 機関等 からの 借入れ	自己 資金	その他	合計	備考
生活維持物品役務需要減 等事業適応の実施に必要な資金の額						

4. 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による事業の効率化により見込まれる効果

--

5. その他

--

5. 任意記載事項

(1) 特定事業者が法第 140 条の 6 第 3 項又は第 140 条の 12 の規定の適用を受ける場合の事項

①当該特定事業者が事業承継等を行う場合における当該特定事業者の名称

②当該特定事業者が他の特定事業者から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者の名称

③事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

(実施時期)

④第 140 条の 6 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

イ 純資産の額が零を超えること

純資産合計額＝_____円 > 0

ロ EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率＝_____倍 ≤ 10

〔計算式〕 (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 () 円 － 現預金 () 円

営業利益 () 円 ＋ 減価償却費 () 円

(2) 特定事業者等が法第 140 条の 11 の規定の適用を受ける場合の事項

①承継等特定事業者等及び被承継等特定事業者等の名称

(承継等特定事業者等の名称)

(被承継等特定事業者等の名称)

②事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

(実施時期)

③特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

(3) 事業者が法第 140 条の 13 の規定の適用を受ける場合の事項

①当該事業者及び当該事業者から事業の全部又は一部を譲り受ける事業者の名称
(当該事業者の名称)

(当該事業者から事業の全部又は一部を譲り受ける事業者の名称)

②事業の全部又は一部の譲渡の内容及び実施時期
(事業の全部又は一部の譲渡の内容)

(実施時期)

(4) 消費生活協同組合法第 12 条第 4 項第 2 号の許可を要する行為に関する事項

(5) 地方公務員法第 4 条第 1 項に規定する職員が同法第 38 条第 1 項の許可を受け、生活維持物品役務需要減等事業適応に従事しようとする旨

(6) 補助金等交付財産の活用に関する事項

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には法人番号及び代表者の氏名の記載は不要とする。
2. 行政庁の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
4. 第○条第○項の書類及び第○条第○項の規定による求めに係る書類を添付すること。